

令和 3 年度

長門市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

長門市監査委員



長 監 査 委 第 19 号
令 和 4 年 9 月 9 日

長門市長 江原 達也 様

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 岩藤 睦子

令和3年度長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和3年度長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	監査基準に準拠している旨-----	1
第2	審査の種類-----	1
第3	審査の対象及び期間-----	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容-----	1
第5	審査の結果-----	1
1	健全化判断比率-----	3
(1)	実質赤字比率-----	4
(2)	連結実質赤字比率-----	5
(3)	実質公債費比率-----	5
(4)	将来負担比率-----	6
2	資金不足比率-----	8
(1)	法適用企業-----	8
(2)	法非適用企業-----	10
	参考資料-----	11

意見書

第1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、長門市監査委員監査基準（令和2年長門市監査委員公表第3号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

第3 審査の対象及び期間

対象：令和3年度長門市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

期間：令和4年8月12日から令和4年9月7日

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認並びに関係諸帳簿及び証拠書類等と照合審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取し審査した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数はおおむね適正であると認めた。

なお、審査意見及び審査の概要は次のとおりである。

図 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	該当なし				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
	法適用公営企業	水道事業会計				
		下水道事業会計				
	法非適用公営企業	湯本温泉事業特別会計				
一部事務組合・広域連合	山口県市町総合事務組合		資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	山口県後期高齢者医療広域連合					
	萩・長門清掃一部事務組合					
地方公社・第三セクター等			資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率

1 健全化判断比率

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

当年度の健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため発生していない。また、実質公債費比率は6.1%、将来負担比率は9.3%となっており、いずれも国の定めた早期健全化基準を下回っている。

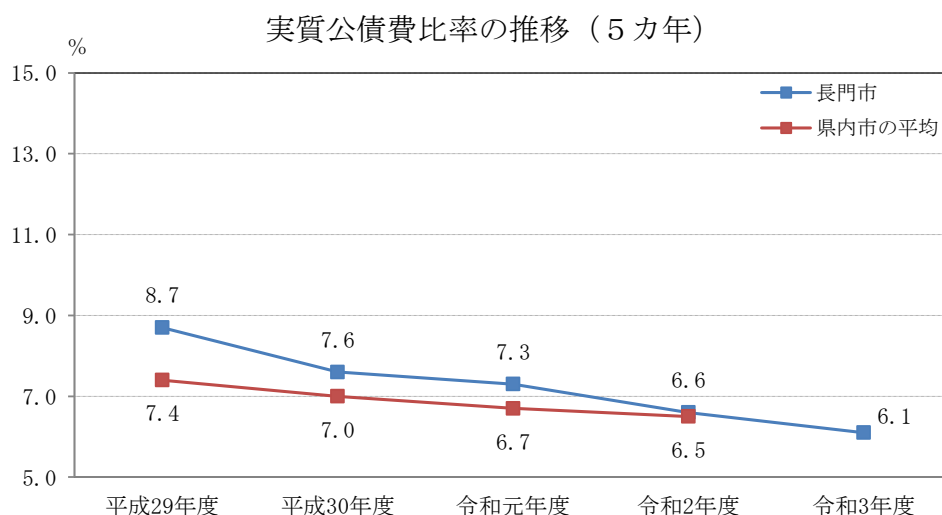
しかしながら、未だ収束が見えない新型コロナウイルス感染症への対応など、本市の財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、引き続き、財政の健全性の維持、向上に努められたい。

当年度の健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

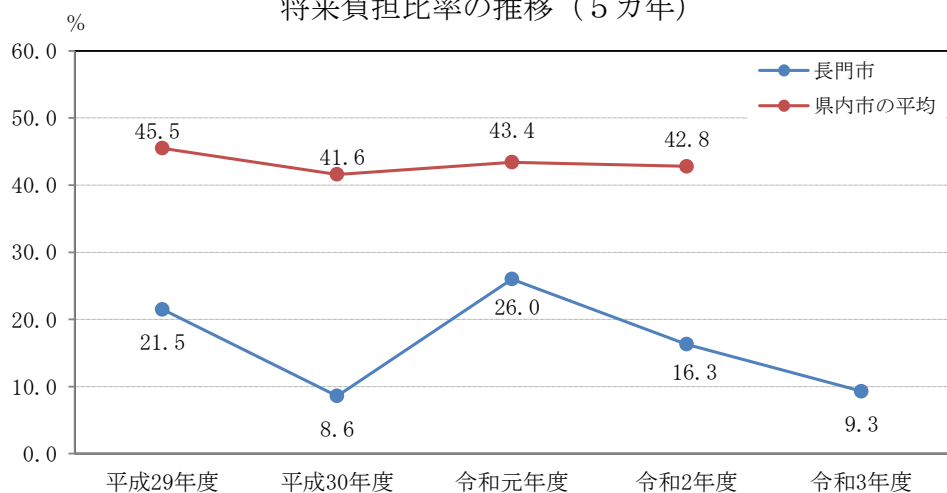
(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減	参 考	
				早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	-	-	-	12.95	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	-	17.95	30.00
実 質 公 債 費 比 率	6.1	6.6	△ 0.5	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	9.3	16.3	△ 7.0	350.0	

(注) 比率が発生していないものについては、「-」で表示している。



将来負担比率の推移（5カ年）



(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

なお、一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計であるが、本市においては、普通会計に相当する特別会計はない。

(算定式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。

当年度の実質赤字比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		実質収支額		対前年度	
		令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
一 般 会 計 等	一般会計	1,546,638	805,433	741,205	92.0
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-
	該当なし	-	-	-	-
合 計		1,546,638	805,433	741,205	92.0
標準財政規模		12,952,801	12,450,445	502,356	4.0
実質赤字比率		(△ 11.94)	(△ 6.46)	(△ 5.48)	

- (注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「-」で表示している。
 2 () 内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する比率を参考として記載している。(負の値で表示)

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	実質収支額		対前年度	
	令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
一般会計等	1,546,638	805,433	741,205	92.0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	557,185	474,889	82,296	17.3
国民健康保険事業特別会計	453,444	384,743	68,701	17.9
介護保険事業特別会計	89,751	78,778	10,973	13.9
後期高齢者医療事業特別会計	13,990	11,368	2,622	23.1
公営企業会計	722,430	785,806	△ 63,376	△ 8.1
水道事業会計	479,765	510,900	△ 31,135	△ 6.1
下水道事業会計	242,665	274,906	△ 32,241	△ 11.7
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	-
合 計	2,826,253	2,066,128	760,125	36.8
標準財政規模	12,952,801	12,450,445	502,356	4.0
連結実質赤字比率	(△ 21.81)	(△ 16.59)	(△ 5.22)	

- (注) 1 実質収支額の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「-」で表示している。
 2 () 内の数値は、実質収支額の合計が黒字の場合に標準財政規模に対する比率を参考として記載している。(負の値で表示)

(3) 実質公債費比率 (資料1参照、P11)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3カ年の平均値を用いる。

(算定式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
 D : 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる
 基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通
 交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
 E : 標準的な規模の収入の額（標準財政規模）

当年度の実質公債費比率（3カ年平均）は6.1%で、前年度に比べ0.5ポイント改善しており、昨年度に引き続き、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

当年度の実質公債費比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度	
					増 減	増減率
地方債の元利償還金	A	2,649,357	2,578,993	2,528,283	△ 50,710	△ 2.0
準元利償還金	B	648,106	637,209	607,018	△ 30,191	△ 4.7
特定財源	C	92,962	119,657	102,999	△ 16,658	△ 13.9
元利償還金等に係る基準財政需 要額に算入された額	D	2,508,233	2,507,671	2,464,873	△ 42,798	△ 1.7
標準財政規模	E	12,264,336	12,450,445	12,952,801	502,356	4.0
分子	(A + B) - (C + D)	696,268	588,874	567,429	△ 21,445	△ 3.6
分母	E - D	9,756,103	9,942,774	10,487,928	545,154	5.5
実質公債費比率（単年度）		7.13674	5.92263	5.41031	△ 0.51232	
実質公債費比率（3カ年平均）		7.3	6.6	6.1	△ 0.5	

(4) 将来負担比率（資料2参照、P12～P13）

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

(算定式)

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

- A : 将来負担額
 B : 充当可能財源等
 C : 標準財政規模
 D : 算入公債費等の額

当年度の将来負担比率は9.3%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っている。

当年度の将来負担比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増 減	増減率
将来負担額 A	30,641,940	32,149,081	△ 1,507,141	△ 4.7
地方債の現在高 ①	21,898,264	23,191,004	△ 1,292,740	△ 5.6
債務負担行為による支出予定額 ②	-	5,643	△ 5,643	△ 100.0
公営企業債等繰入見込額 ③	5,636,553	5,869,907	△ 233,354	△ 4.0
組合負担等見込額 ④	-	-	-	-
退職手当負担見込額 ⑤	3,107,123	3,082,527	24,596	0.8
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	-	-	-	-
連結実質赤字額 ⑦	-	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	-	-	-	-
充当可能財源等 B	29,665,420	30,521,692	△ 856,272	△ 2.8
充当可能基金 ⑨	5,696,185	5,285,433	410,752	7.8
充当可能特定歳入 ⑩	436,974	497,074	△ 60,100	△ 12.1
うち都市計画税	336,878	322,608	14,270	4.4
基準財政需要額算入見込額 ⑪	23,532,261	24,739,185	△ 1,206,924	△ 4.9
標準財政規模 C	12,952,801	12,450,445	502,356	4.0
算入公債費等の額 D	2,464,873	2,507,671	△ 42,798	△ 1.7
分子 A - B	976,520	1,627,389	△ 650,869	△ 40.0
分母 C - D	10,487,928	9,942,774	545,154	5.5
将来負担比率	9.3	16.3	△ 7.0	

- ① 一般会計等に係る地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に規定する経費）
- ③ 一般会計等以外の会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等の繰入見込額
- ④ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）に係る一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等の負担見込額
- ⑨ 地方債の償還額等に充当可能な基金額
- ⑩ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
- ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

2 資金不足比率

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

当年度は、すべての公営企業会計において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

しかしながら、法適用事業では一般会計からの補助金による財政支援が行われ、法非適用事業では一般会計からの繰入金による財源補てんが行われている状況にある。

各事業においては、引き続き収入の確保に努めるとともに、経費の削減や業務の効率化を図り、独立採算を目指した事業運営に努められたい。

当年度の公営企業会計における資金不足比率の状況は、次のとおりである。

法適用企業	令和3年度	令和2年度	増 減	経営健全化 基 準
水道事業会計	-	-	-	20.0
下水道事業会計	-	-	-	

法非適用企業	令和3年度	令和2年度	増 減	経営健全化 基 準
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	20.0

(注) 比率が発生していないものについては、「-」で表示している。

(1) 法適用企業

法適用企業における資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

(算定式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金不足額 = A + B - C

A：流動負債 ※控除企業債等を除く

B：算入地方債（建設改良事業以外の経費に充てた地方債の残高）

C：流動資産 ※控除財源を除く

・事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

① 水道事業会計

当年度は、資金不足額が△479,765千円となり、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、資金剰余額は、前年度に比して31,135千円(△6.1%)減少し、

資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は96.1%となり、前年度に比して5.3ポイント低下している。

当年度の水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増 減	増減率
資金不足額	△ 479,765	△ 510,900	31,135	△ 6.1
流動負債	143,213	137,750	5,463	4.0
算入地方債	-	-	-	-
流動資産	622,978	648,650	△ 25,672	△ 4.0
事業の規模	498,849	503,434	△ 4,585	△ 0.9
営業収益の額	498,849	503,434	△ 4,585	△ 0.9
受託工事収益の額	-	-	-	-
資金不足比率	(△ 96.1)	(△ 101.4)	5.3	

- (注) 1 資金不足額が「△」の場合は、資金剰余額を示している。
 2 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「-」で表示している。
 3 ()内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。

② 下水道事業会計

当年度は、資金不足額が△242,665千円となり、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、資金剰余額は、前年度に比して32,241千円(△11.7%)減少し、資金剰余額の事業規模に対する割合の実数値は46.2%となり、前年度に比して5.1ポイント低下している。

当年度の下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増 減	増減率
資金不足額	△ 242,665	△ 274,906	32,241	△ 11.7
流動負債	213,990	155,050	58,940	38.0
算入地方債	-	-	-	-
流動資産	456,655	429,956	26,699	6.2
事業の規模	525,067	535,309	△ 10,242	△ 1.9
営業収益の額	525,067	535,309	△ 10,242	△ 1.9
受託工事収益の額	-	-	-	-
資金不足比率	(△ 46.2)	(△ 51.3)	5.1	

(2) 法非適用企業

法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）における資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

（算定式）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金不足額 = A + B - C - D

A：歳出額

B：算入地方債（建設改良事業以外の経費に充てた地方債の残高）

C：歳入額

D：翌年度に繰り越すべき財源

・事業の規模 = 営業収益に相当する収入額 - 受託工事収益に相当する収入額

① 湯本温泉事業特別会計

当年度は、一般会計からの繰入金により収支の均衡が図られている。また、建設改良事業以外の経費に充てた地方債はないことから、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

当年度の湯本温泉事業特別会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増 減	増減率
資金不足額	-	-	-	-
歳出額	9,615	13,383	△ 3,768	△ 28.2
算入地方債	-	-	-	-
歳入額	9,615	13,383	△ 3,768	△ 28.2
翌年度に繰り越すべき財源	-	-	-	-
事業の規模	6,662	5,460	1,202	22.0
営業収益相当額	6,662	5,460	1,202	22.0
受託工事収益相当額	-	-	-	-
資金不足比率	-	-	-	-

（注）資金不足額が0（ゼロ）の場合は、資金不足額が生じていないため資金不足比率は「-」で表示している。

参 考 資 料

目 次

資料 1	実質公債費比率算定に用いた基礎数値-----	11
資料 2	将来負担比率算定に用いた基礎数値-----	12

資料 1

実質公債費比率算定に用いた基礎数値

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	2,528,283	2,578,993	△ 50,710	△ 2.0
一般会計等	2,528,283	2,578,993	△ 50,710	△ 2.0
準元利償還金 B	607,018	637,209	△ 30,191	△ 4.7
公営企業に係るもの	600,076	630,158	△ 30,082	△ 4.8
水道事業会計	86,429	88,697	△ 2,268	△ 2.6
下水道事業会計	513,647	541,461	△ 27,814	△ 5.1
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	-
債務負担行為に係るもの	6,942	7,051	△ 109	△ 1.5
社会福祉法人の施設建設費に係るもの	6,499	6,632	△ 133	△ 2.0
利子補給に係るもの	443	419	24	5.7
特定財源 C	102,999	119,657	△ 16,658	△ 13.9
市営住宅使用料	42,986	44,693	△ 1,707	△ 3.8
地域総合整備資金等貸付金元金収入	24,200	44,384	△ 20,184	△ 45.5
都市計画税	35,813	30,580	5,233	17.1
元利償還金等に係る基準財政需要額に算入された額 D	2,464,873	2,507,671	△ 42,798	△ 1.7
災害復旧費等に係るもの	2,131,367	2,139,323	△ 7,956	△ 0.4
事業費補正によるもの	296,789	328,641	△ 31,852	△ 9.7
密度補正によるもの	36,717	39,707	△ 2,990	△ 7.5
標準財政規模 E	12,952,801	12,450,445	502,356	4.0

資料 2

将来負担比率算定に用いた基礎数値

(1) 将来負担額

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増 減	増減率
地方債の現在高 ①	21,898,264	23,191,004	△ 1,292,740	△ 5.6
一般会計等	21,898,264	23,191,004	△ 1,292,740	△ 5.6
債務負担行為による支出予定額 ②	-	5,643	△ 5,643	皆減
長門市社会福祉協議会の児童養護施設建設資金借入金償還助成の元金分	-	2,455	△ 2,455	皆減
同心会の特別養護老人ホーム施設建設資金借入金償還助成の元金分	-	3,188	△ 3,188	皆減
公営企業債等繰入見込額 ③	5,636,553	5,869,907	△ 233,354	△ 4.0
水道事業会計	1,095,120	1,098,353	△ 3,233	△ 0.3
下水道事業会計	4,541,433	4,771,554	△ 230,121	△ 4.8
湯本温泉事業特別会計	-	-	-	-
組合負担等見込額 ④	-	-	-	-
退職手当負担見込額 ⑤	3,107,123	3,082,527	24,596	0.8
一般職	3,091,527	3,073,939	17,588	0.6
特別職	15,596	8,588	7,008	81.6
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	-	-	-	-
連結実質赤字額 ⑦	-	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	-	-	-	-
合 計	30,641,940	32,149,081	△ 1,507,141	△ 4.7

(2) 充当可能財源等

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増 減	増減率
充当可能基金 ⑨	5,696,185	5,285,433	410,752	7.8
財政調整基金	3,048,055	2,641,759	406,296	15.4
減債基金	167,483	86,114	81,369	94.5
職員退職手当基金	552,207	551,460	747	0.1
地域福祉振興基金	261,448	261,094	354	0.1
観光振興基金	8,249	7,239	1,010	14.0
子ども教育ゆめ基金	7,487	7,427	60	0.8
香月泰男美術館運営基金	108,359	109,071	△ 712	△ 0.7
国民健康保険基金	355,865	355,383	482	0.1
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	11,930	11,914	16	0.1
介護給付費準備基金	408,947	408,394	553	0.1
県収入証紙調達基金	1,084	804	280	34.8
土地開発基金	330,585	330,137	448	0.1
庁舎建設基金	-	478,410	△ 478,410	皆減
再生可能エネルギー活用基金	341	282	59	20.9
森林環境整備基金	17,056	17,032	24	0.1
湯本温泉みらい振興基金	12,199	18,913	△ 6,714	△ 35.5
環境整備協力費基金	6,009		6,009	皆増
公共施設維持補修等基金	398,881		398,881	皆増
充当可能特定歳入 ⑩	436,974	497,074	△ 60,100	△ 12.1
市営住宅使用料	100,096	130,082	△ 29,986	△ 23.1
地域総合整備資金等貸付金元金収入	-	44,384	△ 44,384	皆減
都市計画税	336,878	322,608	14,270	4.4
基準財政需要額算入見込額 ⑪	23,532,261	24,739,185	△ 1,206,924	△ 4.9
公債費算入分	20,975,452	22,013,327	△ 1,037,875	△ 4.7
その他算入分	2,556,809	2,725,858	△ 169,049	△ 6.2
合 計	29,665,420	30,521,692	△ 856,272	△ 2.8